

公益通報処理通則要綱

平成 18 年 3 月 30 日付第 200500141577 号・第 200500144263 号総務部長・行政監察監通知
平成 18 年 3 月 30 日付第 200500139386 号鳥取県企業局長通知
平成 18 年 3 月 30 日付第 200500141011 号鳥取県営病院事業管理者通知
平成 18 年 3 月 30 日付鳥県議第 397 号鳥取県議会事務局長通知
平成 18 年 3 月 30 日付第 200500145834 号鳥取県教育委員会教育長通知
平成 18 年 3 月 30 日付第 187 号鳥取県代表監査委員通知
平成 18 年 3 月 30 日鳥取県人事委員会議決

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、知事部局、企業局、病院局、県議会事務局、教育委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局における公益通報者保護法(平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。)の運用について基本となる共通の事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益通報 法第 2 条第 1 項に規定する公益通報をいう。
- (2) 職員等 県の職員及び県の機関に勤務する派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。)(以下「職員」という。))並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和 23 年法律第 135 号)第 1 条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。))のうち、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 9 条に規定する労働者であるものをいう。
- (3) 内部通報 法第 3 条第 1 号に定める公益通報(県議会議員の個別の行為に係るもの及び県との請負契約その他の契約に基づいて事業に従事する労働者からのもの(以下「みなし外部通報」という。))を除く。)をいう。
- (4) 外部通報 法第 3 条第 2 号に定める公益通報及びみなし外部通報(不正経理外部通報処理要綱(平成 21 年 12 月 10 日付第 200900145449 号鳥取県行政監察監通知)第 2 条第 3 号の規定に該当するもの(以下「不正経理外部通報」という。))を除く。)をいう。
- (5) 特定通報 県議会議員の個別の行為に係る法第 3 条第 1 号に定める公益通報(みなし外部通報を除く。)をいう。
- (6) 通報対象事実 法第 2 条第 3 項に規定する通報対象事実をいう。
- (7) 法令所管課 通報対象事実についての処分又は勧告等をする権限について所管する課その他の組織をいう。

(通報窓口)

第 3 条 公益通報を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 内部通報及び特定通報に係る通報窓口

内部通報をしようとする職員	内部通報窓口
(ア) 知事部局、企業局、病院局、県議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局の職員	業務改善ヘルプライン(総務部長(特定通報に係るものにあつては、県議会議長)が別に定めるところにより設置される内部通報その他の事項の受付窓口をいう。)
(イ) 教育委員会事務局及び教育機関(県立学校を含む。)の職員並びに県費負担教職員	教育委員会事務局教育総務課

- (2) 外部通報を受け付ける窓口(以下「外部通報窓口」という。)

法令所管課又は県民課等(地域社会振興部県民課(以下「県民課」という。))、各総合事務所県民福祉局又は西部総合事務所日野振興センター日野振興局をいう。以下同じ。)

- (3) 不正経理外部通報を受け付ける窓口(以下「不正経理外部通報窓口」という。)

総務部行政監察・法人指導課（以下「行政監察・法人指導課」という。）

（通報の受付）

- 第4条 法令所管課は、外部通報を受け付けた場合には、その内容を県民課に伝達しなければならない。
- 2 県民課等は、外部通報を受け付けた場合には、その内容を法令所管課に伝達しなければならない。
- 3 通報窓口は、公益通報が、誤った通報窓口に対してされたとき、又は県以外の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有する事実についてされたときは、通報者に対し正しい通報窓口又は権限を有する行政機関を教示しなければならない。

（調査等）

- 第5条 内部通報窓口（内部通報に係る第3条第1号の表に掲げる窓口をいう。以下同じ。）、不正経理外部通報窓口、検討委員会（県議会議長が別に定めるところにより設置する特定通報の調査等のための委員会をいう。以下同じ。）又は法令所管課は、通報の内容を検討し、調査を行う場合にはその旨を、調査を行わない場合にはその旨及び理由を通報者に連絡しなければならない。
- 2 調査は、特定通報に係るものを除き公益通報に基づく調査であることを明らかにせず、通報者が特定されないよう調査方法に配慮して行うものとし、調査により通報者が特定されるおそれがある場合には、調査方法等についてあらかじめ通報者と協議しなければならない。
- 3 法令所管課は、調査の結果法令違反等の事実が明らかになったときは、法令に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。
- 4 内部通報窓口、不正経理外部通報窓口、検討委員会又は法令所管課は、調査結果を通報者に連絡するものとし、必要に応じて調査の進捗状況及び調査に基づく改善状況等も連絡しなければならない。この場合において、法令所管課は、通報者への連絡と併せて県民課にも連絡しなければならない。

（秘密の保持及び利害関係者の排除）

- 第6条 公益通報の処理に従事する者は、内部通報にあつては内部通報窓口（第3条の表第1号(ア)については、行政監察・法人指導課とする。第9条において同じ。）が、外部通報にあつては県民課が、不正経理外部通報にあつては不正経理外部通報窓口が、特定通報にあつては県議会議長が別に定める場合を除き、通報の内容、通報者の氏名その他連絡者が特定されるおそれのある情報を漏らしてはならない。
- 2 内部通報窓口、外部通報窓口、不正経理外部通報窓口及び検討委員会は、通報された事実に関係を有する職員等を調査その他の通報の処理に関与させないよう適切な措置を講じなければならない。

（文書の保管等）

- 第7条 通報窓口及び検討委員会は、通報の原文その他通報者の特定につながるおそれのある文書は、管理責任者を定めて適切に保管及び管理をしなければならない。

（公表）

- 第8条 内部通報窓口、県民課、不正経理外部通報窓口及び検討委員会は、毎年度、内部通報窓口にあつては内部通報の受付件数を、県民課にあつては外部通報の受付件数を、不正経理外部通報窓口にあつては不正経理外部通報の受付件数を、検討委員会にあつては特定通報の受付件数を、ホームページへの掲載その他の方法により公表しなければならない。

（雑則）

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、公益通報の処理に関し必要な事項は、内部通報にあつては内部通報窓口が、外部通報にあつては県民課が、不正経理外部通報にあつては不正経理外部通報窓口が、特定通報にあつては県議会議長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 5 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。